

議会活性化特別委員会（第6回）

令和2年4月9日（木曜日）午前 10時06分開会

○案件

- 1) 正副議長の交代制について
 - 2) その他
-

○出席委員（16名）

委員長	中島勝也	副委員長	上野武彦
委員	横田有一	委員	神崎和枝
委員	平松俊一	委員	池田誠悦
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	川村主税
委員	中川友規	委員	若山雅行
委員	川上弘一	委員	青山金助

○欠席委員（1名）

委員	長谷川生人
----	-------

○委員外議員（0名）

○出席説明員（0名）

午前10時06分 開会

○中島委員長 おはようございます。

ただいまから議会活性化委員会第6回目の開議を始めます。

長谷川委員より、本日の開議を欠席する届け出がありましたので御報告を申し上げます。

今コロナ対策で大変なところですが、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。皆さん、熱はありませんか。また、咳だとか体調のほうはどうでしょうか。その中で手洗いをしていただきましたでしょうか。ぜひひとつ皆様方、自分のことは最善の努力をして対策をとっていただきたいと思っておりますので、これからもひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、委員会を始めます。

昨日、2会派と1委員より、特別委員会延期の申し出がありました。正副委員長で委員の意向を確認したところ、開催した方がよいという意見が多かったことから、正副委員長で協議した結果、開催することを決定いたしました。

以上、報告を申し上げます。

それでは、本日の協議事項に入ってまいりたいと思います。

1番目は、きょうは正副議長の2年交代制についてでございます。

2月3日の特別委員会で、委員長のほうから各会派のほうに宿題を差し上げました。各会派で、議長2年制交代についての賛否について、各会派でまとめてきてくださいということで、皆様方をお願いをしてあります。

きょうは、各会派のほうから、正副議長2年交代についての賛否について、各会派の報告をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

2月3日、もう2カ月以上過ぎていますから、皆さんそれぞれまとめてこられたと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、私のほうから会派の名前を挙げまして、発言を許可しますので、報告をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、コピーがありますけれども、その

順番でやらさせていただきます。

まず、赤松クラブの畑中委員のほうから発言をお願い申し上げます。

○畑中委員 私のほうは、確かに会派は議長と2人なものですから、議長自体もこの特別委員会に出席できない関係で、この件については、あなた自身の考えで、ぜひ特別委員会に臨んでほしいというようなお話もありましたので、私の考えとして申し述べさせていただきますけれども。

議会改革度調査2014年、早稲田大学マニフェスト研究所、こういった資料を読みますと、やはり現に1年交代のところも、あるいは2年交代のところもあるようでございます。

でも、私は基本的には、首長もそうなのですが、一応4年交代でございます。そうした関係で、議会だけがころころという表現は当たらないかもわからないのですが、1年あるいは2年交代で交代するということについては、やっぱり議会というのは、議会のトップの人は、ある程度の議会の方向づけというものもしなければならぬので、1年交代であれば、Aさんがやった方向と、また1年後にやったBさんの方向が違うというようなことになれば、余り好ましいことではないのではないかなと。あるいはまた、その次にCさんが出てきて交代するようでは、やっぱり議会が歩む方向性というのか、そういったものがある程度定まっていくように、私は従来の、自治法でもうたっているような4年制というのがいいなと思っております。

以上でございます。

○中島委員長 ありがとうございます。

それでは次に、青山会のほうからお願いいたします。

○川村委員 青山会として、まず、正副議長の2年制に賛成です。

理由として、3点一応挙げさせていただきます。

まず1点目として、より多くの議員に議長を経験する機会、能力があれば公平にチャンスを与えることができ、さらには今後、議員

活動、議会運営に十分生かすことができる。これがまず1点目。

2点目として、今の時代、都道府県議会、市でも2年制または1年制で行っている議会もあり、あえて今の時代に町村議会だけ4年制に固執する必要もないと思われる。今日の議会改革の流れをとめる、または逆行する要因になってしまう。今のが2点目。

3点目として、健全的に町外部に対しても対等な関係で議会運営を維持していく上で、2年制が逆に今の時代には必要である。緊張感を持ち、2年間で節目として、適任者であればまた2年間行えばいいだけの話である。

青山会としては、以上3点挙げさせていただきます。

以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。

次は、動進会、中川委員どうぞ。

○中川委員 うちの会派では、まず、議長の任期については、現行の4年ということで、これは地方自治法で、議長の任期は議員の任期によるという前提のもとで、そして、何でそのほうがいいのかという理由についても、今、川村委員が言ったことと逆になってしまうかもしれませんが、議長職というものは、要は経験をさせる場ではない。18人の議員の中で、適格だという方がなるべき職であって、交代でスキルを上げる職ではない。

そしてまた、外部に対してもですけれども、先ほど畑中委員からもありましたけれども、表現はよくないかもしれませんが、ころころといますか、簡単に毎度かわっていきますと、いろいろな外に対する、議長会だとか、外部団体に対する議長職というものが弱くなる。要は、どうせ2年で交代する議長だというふうに見られてしまうということもありますので、やはり町として、議会として、町村議長会だとか北海道だとか、さまざまな出先機関に行ったときに、議長が毎度かわるという目で見られるよりは、ここの議会はちゃんと議長がいて、やってきているというような印象づけのほうが、外部に対しては非常に効果的だなと思うの

で、現行のままのほうがよろしいかという意見になりました。

以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。

次は、駒ヶ岳会派、澤出委員。

○澤出委員 我々駒ヶ岳会派としましては、正副議長の任期の見直し、4年から2年へということについて賛成したいと思います。

理由は、以下の4点になります。

法律で2年制について明確に禁じられていないこと。また、他の町村での実施例があること。

二つ目としまして、2年ごとの選挙で緊張感のある議会運営が期待できること。

三つ目としまして、再選を禁じるものではなく、適者であれば再任すればよいということ。

4点目としまして、あわせて選挙方法、立候補制であるとか、所信表明等の検討も十分意義があることであり、一度ゆっくり議論したいと思う。

この4点について、結論としまして、賛成の意見でございます。

以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。

公明党会派、神崎委員。

○神崎委員 法定どおりで、4年でよろしいのではないかという、地方自治法上は、4年任期ということが基本になっていますので、まず、そういうふうにしたほうがいいのかという意見でございます。

それで、その理由としましては、平成19年、地方分権になってから、やはり行政の仕事も膨大になっていますし、そういう中で議会の役割が大きくなっているということで、議場の中で討論を多くなって、御意見も活発になっていますので、そういうところで、議事運営に習熟されて、慣れや、上手にさばくことが求められていることでございます。

あと、やはり執行部との関係でございますが、実質的に対等というか、同格程度以上の識見とか対応、そういうものも求められるということで、まず、1年、2年ではなかなかそうい

う部分での采配というか、そういうものがなかなか難しくなってくるのではないかという思いもありますので、任期は4年ということで、公明党では考えております。

○中島委員長 ありがとうございます。

次に、絆会派、田村委員。

○田村委員 絆では、まず、2年の交代制というのは賛成の立場であります。

絆の中で話し合いをした中では、まず、4年制は、一般的にどういうメリットがあるのだろうかというようなことを話し合いました。

まず、その中では、議事運営で対応できる権限と識見が必要だからなのだという事と。それから、議事運営に習熟が必要なのだ。短期交代は、議長職の形骸化につながるのだと。正常な議会運営の確保ができないのだと。代表制と指導性を弱める、だから4年制をやるのだと。それから、対執行機関関係で、地位の低下、権威の失墜を来すから4年制が必要なのだと。

こういう6点挙げて、大体これらの6点に基づいて、4年制が必要なのだというような話でありますけれども、絆会派では、4年だからできて2年だからできない、これらは問題ではない。そういう結論に立ちました。

それから、古くからの習慣、制度、考え方などから脱却すべきではないか。そして、短期交代による、多くの議員に、資質のある議員に経験を積ませる。こういったような観点からすれば、2年制の交代は大いに推進すべきではないかと、そういう結論に達したところです。

以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。

次は、光輝会、平松委員。

○平松委員 光輝会は、2年制というのはちょっと語弊があるのですが、2年目で見直しをするという観点で、今回の話の交代制ということに賛成をいたします。

その理由は、2年やって、その成果が公平・公正がきちんと守られているか、そういう評価を下す場が必要だと思います。1回議長になったらそのまま4年行くということではなくて、2年間の活動の評価をし、その上で、信任され

るのであれば4年できますから、何か問題があれば2年でかえる、そういう仕組みが必要だということで、2年制の案に賛成をいたします。

○中島委員長 ありがとうございます。

最後に、無会派でありますけれども、副委員長の上野委員。

○上野副委員長 私は2年制がよいというふうに考えております。

理由としましては、議長になって、一般の議員から突然議長になって、その職に十分対応できるか、その資質があるかどうかと、そういったことは確認されていないわけです。それで4年間やってしまうということではなくて、やはり2年の範囲で、新しく選挙を行いまして、評価をするということが必要ではないかというふうに思います。

特に、一般の議員から議長職になりますと、それこそ公平・公正という、今言われましたような、そういう立場がきちっと求められるわけですが、なかなかそれが実施できるかどうかというのは、やってみないとわからないというようなこともありますので、2年の公約を出していただいて、その公約がどれだけ実施されているか、また、議長職としてどのような評価がされるかという、2年ごとの評価があつてしかるべきではないかということで、基本的に2年制に賛成というふうに考えております。

○中島委員長 ありがとうございます。

ただいま各会派の代表の方から、正副議長の2年制交代制についての意見を報告いただきました。

皆さんお聞きになりましたように、圧倒的に賛成の方が多いというような印象を受けました。そのことにつきまして、委員会としましては、多数の意見を尊重していきたいと思っておりますし、正副議長交代制については、この委員会で決定させていただきたいなと思っておりますけれども、これについて御異議がありましたら、発言を許しますので、どうぞ。

中川委員。

○中川委員 委員長、今、採決はとっていない

けれども、意見が多いからそっちでいきたいという話でまとめていましたけれども、そもそも決をとる案件ではないですよ。地方自治法第103条の第2で、議長及び副議長の任期は、議員の任期によるとなっています。

その中で、ほかの市町村で実際に2年交代制という言葉ではなくて、2年交代でやっているところは確かにあります。やっているところというのは、あくまでも申し合わせで、自治法ではこうなっています。法律ではこうなっていますけれども、全議員が了承のもと、申し合わせで、2年たったら交代ではなくて、議長、副議長には辞職をしていただいているのです。辞職をしていただいて、再度議長選挙をやっているわけです。

なので、全議員が申し合わせとして、オーケーしない限り、1人でも反対する方がいたら、自治法ではこうなっています。法律ではこうなっているのということになります。

なので、採決のような、人数が多いからやりますという委員会の進め方ではちょっと違うのかなと思いますけれども。

○中島委員長 ただいま中川委員のほうから、地方自治法では4年制ということをやっているの、できないのではないかというような話もありました。

よその議会は、申し合わせ事項という形でやっているところもありますというのと。また、やるのであれば、2年で辞職をする方法もあるのではないかと。再度見直しするという考え方、そういうこともあるのではないかという話がありました。

中川委員の御意見に対しまして、ほかの委員の考え方がありましたら、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

中川委員。

○中川委員 私が言っているのは、委員長に、今の委員会の進め方がちょっと違うのではないですかということなのです。要はほかの議員さんたちの意見は、2年制がいい方と4年制がいいのではないかという意見ですから。

そうではなくて、自治法で今決まっていま

す。ただ、2年とか1年で交代しているところも確かにありますので、そういうところというのは、あくまでも申し合わせで、全議員が一致して、それで行きましょうと。

実際に行っているのは、任期が2年になっているのではなくて、2年たったら辞職していただいているのです、そういうところは、それでやっているのですけれども。

だから、今、多数決みたいなことで決める案件ではない、委員会として、多数決で決めていくことではないですよということを行っているのです。

どうしても2年制が反対と、今の考えでは反対ですけれども、2年制が絶対だめかといったら、それは、もしかしたらメリット部分も出るかもしれませんので。何だかんだ多数決で決めるというよりも、委員会としてもっといろいろな情報をもう少し集めていくものなのかというものも含めて、委員長はどう考えているかなと思います。多数決で決めていくのはちょっと違うと思うのですけれども。

○中島委員長 ただいま中川委員のほうから、委員会として多数決とするのは、委員会としては違うのではないかというような話もありました。そのことについては、皆さんから、反対というか、そうではないという意見も聞きたいと思えます。

また、情報については、もっともっと情報を集めてやったほうがいいのではないかという話もありましたけれども、情報については、いろいろ資料、畑中委員からも資料をいただいておりますし、いろいろ出ております。皆さんはそれを目を通して参考にされていると思うのです。そのことを踏まえて、さっき会派のほうから報告があったと思うのです。それについて賛成、反対というのがはっきりと分かれた報告をいただきました。

その中で、数は数えておりませんが、3分の2以上は賛成の方が多かったというような形の中で、これ以上どのような形で議論していくのかと。各委員の皆さん方が、2年制交代をやるべきだということで、各会派の方が協議

をして、そして委員会で報告してもらって、皆さんがやるべきだと、実施すべきだというような結果を私のほうにいただいております。

資料もたくさん皆様方のお手元に配っております。各自治体の状況だとか流れも、今、自治体はどれぐらいのパーセントで1年制、2年制交代がされているのかという流れについても、皆さん方に資料は行っていると思います。皆さんしっかり目を通していらっしゃると思うのですけれども。

あとどのような議論をこの委員会の中で進めていくのか、多数決で決めなければ、どういう方法で決めていかれるのか、その辺、中川委員のほうから提案がありましたら提言していただきたいと思います。

○中川委員 委員長のほうから、これ以上のものはないということだったので、議論する資料も出ているし、それを踏まえて今回のそれぞれの意見だということだったので、多数決で決めたいということだったのですけれども。

それ以外の方法というか、そもそも、先ほども言いましたけれども、議論することがこれ以上ないというのであれば、全員一致で申し合わせ事項ができないのであれば、それは、2年交代制というのはできないということが終わるしかないと思いますけれども。

以上です。

○中島委員長 そのことにつきましては、後でまた最後に……。

平松委員。

○平松委員 多数決で決められないという理屈がわからないのですけれども、18名の議員、町民から選ばれて、その中で選挙をして議長を選びました。私たちの会派の考え方では、2年間の評価をし、七飯町を代表する議長としてふさわしいかどうか、見直しをする期間として2年間というのはふさわしいのではないかという考え方でおりますので。それは多い少ないで、やはり民主主義の原則として、決めていけるものだというふうに考えます。

自治法の解釈を、どうするかという手法の問題に関しては、各自治体でいろいろなやり方が

あるでしょう。ただ、多数で決めるという民主主義の原則をここで否定する何ものもないというふうに思います。

○中島委員長 ただいま平松委員のほうからは、2年制の……。

川上委員。

○川上委員 そもそも4年制にするか2年制にするかというのは、採決案件ではないのです。地方自治法の103条の2で、議長、副議長の任期は議員の任期によるということで、4年とということで決まっているのです。

ただ、北海道で多分2年制で交代する市町村はないと思います。七飯町がやろうとしている2年制をやっている市町村はないのです。

申し合わせで決めていることなので、みんなの話し合いで2年というのが成立している議会もございます。

ただ、その話し合いの中で、2年間議長をやったら、2年目に辞職して、また新しい議長を選びますという、そういう申し合わせの上でやっていることなのです。だから、議長が悪ければいつでも議長の辞職勧告を出せるわけですから、任期の4年というのは基本の基本なのです。自治法上。だから、採決で多いから少ないからで決定する案件ではないと思いますので、委員長の考えを教えてください。

○中島委員長 自治法では、皆さんも資料をお持ちだと思いますけれども、書いてありますけれども、この文章を読んでも、解釈の仕方によりますけれども、4年制がいいとか、2年制が悪いとかいいとかということは一切書いておりません。

ただ、法律としての内容は書いてありますけれども、この文章の解釈だけで4年制はいいです、2年制はだめですということは判断できません。

だから今、全国の市区町村で大体65%以上が1年制、2年制の制度をとっているということは、法の解釈の仕方が違うということなのです。これを参考にしていないということなのです。それがもしこういうことで、絶対に2年制はできません。4年制以外はできませんであ

れば、今、全国市町村で動いている65%以上の議会が2年制をとっていることはどういうことなのだろうということも考えなくては行けないのです。なぜやっているのだろうと。できないものをなぜやっているのだろうという考えも上がってくるわけですが、その辺はどうなるのですか。

○川上委員 さっきから言っていますけれども、4年制というのは地方自治法で決まっています。議長、副議長の任期は。

ただし、本当はだめなのですよ、2年制でやるということは。だけれども、議員全員で申し合わせでやっているところが2年制をとっているということなのです。議員で話し合って2年にしましょう。そのかわり議長は2年で辞職出してください。また新たに議長選挙をやりましょうという議員全体での申し合わせができているから、本当はだめなことなのだけれどもやっているのです。

だからうちの議会でも話し合いで、全員が納得して、2年で辞職してくださいというようなことができるのであれば可能かもしれませんけれども、今の分かっている段階ではちょっと難しい。かなり難しいと思うので、採決して決めるというのは、法律に決まっていることに対して逆行する考えだと思うのです。

以上です。

○中島委員長 今、川上委員からそういう話がありましたけれども、ほかに意見ございませんか。発言していただきたいと思えますけれども。

中川委員から出た、多数決で決めるのはちょっとおかしいのではないかとというようなこと。地方自治法では4年制に決まっているのではないかと。申し合わせでやるべきではないかというようなお話がありましたけれども、そのことについて、皆さん方の意見をぜひ聞かせていただきたいと思えますけれども。

こちらから指名してよろしいですか。皆さんそれぞれの意見を持っていると思えますから。

横田委員、ありませんか。

○横田委員 今、川上委員が、何で申し合わせ

とか2年制が云々と言ってきたのかわからない。前回、2年制については皆さんに問うということをして、会派に持ち帰ってくださいということで、皆さん了解した上で、きょうの話があると思うのです。それをまた最初から蒸し返してということはどういうことなのかよくわからないし。

もう1点は、申し送りという方法もあるし、それ以外の方法もやっているところありますよね。（「あります」と呼ぶ者あり）そういうのもあるのだから、その辺は、反対に、まず2年制についてどういうふうにしていくのかというところをきちっとして、次に、申し合わせという方法をとるのか、それともきちっと規定か何かで入れていくか、そういうふうにしていくというのが筋の話ではないかと思う。

何でこの前、持ち帰ってくださいと言ったとき、前のときにきょうの話が出てくるのだったら話わかるけれども、この段階になってその話が出てくるということについては、私は理解できないので、そこのところは私としては不満があります。

以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。

もし2年制が決まることによっては、申し合わせ事項もありますし、またはほかの方法といいますか、基本条例、どこかの条例に記載すると。よその議会の資料を見ると、議会基本条例の中につけ加えている議会もございます。申し合わせ事項という議会もございますから、それは後の検討になりますけれども、とりあえず、今話があったように、2月3日の委員会では、2年制についての賛否を皆さん方に、会派でまとめてくださいということで、意見を聞きました。反対の方もありましたし、賛成の方が多かったと。その中で集約していかなければならないのです。民主主義ではないですけれども、議論が詰まったところで、やはり多数決で決めていくのが本当ではないかという気がいたしますけれども、ほかに意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

池田委員、ありますか。

○池田委員 やはり委員長が言われたように、さきのほうでいろいろな討議がなされて、今回この場所が決めることで、そして、自治法で4年とうたっているのであれば、その間のところに、議長の適切かどうかというものを申し送りで決めてやってもいいだろう。

だけれども、やはり2年で議員たちが適正かどうかというのを判断しても、それは自治法違反でも何でもなく、どこかの条項に入れれば。

当選して議長になったら、なぜ4年にこだわるのか私にはわかりません。2年制でうたわなくても、2年で一応区切りをつけて、そして、やはり議員たちが信頼できる議長であれば、また再任を求めないと私たちはそう思っていますから4年やれるのであれば4年やって結構ですけども、2年で一応区切りをつけましょうと。道議会でも市議会でも、自治法違反しているのではなくて、議員の襟を正すといえますか、その人が本当に、ある程度チャンスがあるというか、勉強の機会があれば、たくさん議員経験を踏んでいる議員も多いですから、それで交代しながら議事運営の調整をとっていてもいいのかなと思っています。

やはり自治法の4年というのは法律で決まっているのであれば、この議会の中で2年というものを、全員一致ではなくても、数の原理でやっても、例えばこれからずっとやっていく中で、すぐれた議長であれば4年やってもいいだろうし、その後また8年やっても、それは差し支えないと思いますので、なぜそんなに4年制にこだわるのか私としてはわかりません。ですから私は2年制でやれたら、一応中間の区切りとしてやるのは私は結構だと思っています。

以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。

たくさん意見をいただいておりますけれども、やはり大事な問題ですので、各委員の皆さんからぜひ意見を聞きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

神崎委員、何かございませんか。

○神崎委員 前回そういうお話でしたか、きょう決めるというような、性急するような。

○中島委員長 決めるとかではなく、会派に持ち帰って賛否をまとめてきてくださいと。その中で議論は進めていくわけですから、議事進行していくわけですから、それがなかったら議事進行できないのです。賛成なのか反対なのかを、まず皆さんの意見を聞いて、それについて意見を述べてもらって、そして多ければ多い方の形で進めていくという形になると思うのです。議会に限っては、そういうものだと思うのです。

○神崎委員 ちょっと申しわけないのですけれども、委員長の姿勢が対等に、公平にさばいているような、そういう形には見えないのですよね。すごい影響力が出ていますので、その辺は気をつけて議事の進行を進めていただきたいと思うのですけれども、そんなに性急に、前回、皆さんからどういった改革をしましょうかといって出てきた中の一つであって、また今、会派ではお話し合いをして、皆さん御意見を出していますけれども、そういう中身もみんな精査を今度はしていかなければいけないのではないかなと思うのです。ただ、性急に、反対か賛成か、それだけで決めるというのは、いささか乱暴過ぎるのではないかなというふうに私は思います。

○中島委員長 ありがとうございます。

会派のほうでは、賛成か反対かの議論はされたと思いますけれども、その中でもいろいろなことを議論されたと思うのですけれども、幅広く。ただ賛成、反対だけではなくて、どうすればいいかということも含めて、相当中身の濃い議論はされたと思うのです。それをやったことについて報告してもらったわけですから、そういうことも重々私たちも受け付けております。

澤出委員。

○澤出委員 今縷々お聞きした中で、私も知識不足のところもありまして、何とかも言えないのですけれども、法律論的に考えると、全員一致の申し合わせという規定もあるわけもないですし、本当であれば、議会規則というか運営組織のところにそういう規定をつくって載せるのが正当で、そうなる段になると今度は多数決と

いう形で決をとります。そういった形が一番理想なのでしょうから、ここで性急に決めることでもないかとは思います。

ただ、先ほどから申し合わせ、申し合わせとおっしゃっていますけれども、それ自体も法律的な根拠は何もないという。慣例でそういうふうに行っているということですから、多分そういう形だと思いますので、できればもうちょっと精査かけてから決をとられて、決をとれるかどうかすらも論点になりますから、もうちょっとその辺の法律論のところもよくよく精査してから進めたほうがいいのかと思います。

以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。

稲垣委員。

○稲垣委員 きょうまた改めていろいろな意見があるなというところもわかった上で、この場で、人数が多いから少ないからということで、きょう今、決をとって、これを決定事項にするというのは、やっぱりちょっとおかしいかなというふうに思うので、もうちょっと、きょうの会議を経た上で、もう一度会派に持ち帰って、今すぐ、きょうここで決めるべき話ではないと思いますので、もう一度、自治法の部分を含めまして、私ももう1回勉強して、会派のほうで打ち合わせさせていただければいいというふうに思います。

○中島委員長 今、稲垣委員のほうからは、多数決はまだ早いのではないかと。もう一度会派に持ち帰って議論したいという話が出ていました。

ほかに、畑中委員、お願いします。

○畑中委員 今ここで採決する云々というふうなお話になっていますけれども、そもそも正副議長の任期については、自治法で4年とうたっているのですから、それに反して今進めようとしているものについて、ただ安易に多数決で、今それを決着しようというのは、やっぱり大きな問題でないかなと。この先、そうした決定することによって、非常に後悔する場面があるのではないかなと私は思うのです。もうちょっと慎重さがほしいなど。

なぜかという、4年なのですから、それを例えば全国的に言いますと65%云々とありますけれども、北海道の場合は、町村の場合はほとんどないのです。だから、それをやってその町、そしてまた、そこに住む住民が幸せにならなければならぬのです。2年交代することによって。

私はそうは思わない。資質のある適格な人を、やはり長くなってやっていただかなければ安定した七飯町の道筋というのはつけられないなど。例えば、今まで七飯町の議長の歴史を見ますと、私は過去の佐藤議長あるいは松田議長、あるいは坂田議長、こうした人方のやってきたことを見ているんですけども、やはり長くなってほが町のため、町民のためになるなという私は実感しています。

ですから、ここで安易に採決するというのではなく、もう一度じっくり考えていただきたいなど、このように思っています。

○中島委員長 ありがとうございます。

畑中委員のほうからそういう話がありましたけれども、ほかに。

坂本委員。

○坂本委員 今いろいろ議論されておりますけれども、自治法では4年間ということをやっているのですけれども、ただこれを見た中では、法的にそれがまずい、いいということは書いておりません。

それと、今、全国的に見た場合には、5割以上が2年もしくは1年ということで、正副議長の任期を定めてやっております。

先ほど同僚議員の中から、このことについては、採決というか、そういうものでやるべきではないということもお話されましたけれども、やはりいろいろな中であって、他の市町村においても申し合わせというものでやっているか、その辺の確認は私はまだきちっとしていませんけれども、やはりこれから七飯町もいろいろな面で活性化していかなければならないし、そういう面で、他の市町村の実例を見た場合には、いい方向に進んでいるので、毎年、正副議長の2年任期というのは進んできておりますの

で、私は自治法でどうのこうのという、それは法的にきちっとした、懲罰があるわけでもないし、やはりそれぞれの市町村でもって、そういう方向でやるということであれば、私は2年制をとるべきだと思っております。

○中島委員長 ありがとうございます。

川村委員、今までいろいろ出ていましたけれども、そのことについて。

○川村委員 一応青山会としての意見は、先ほど最初に述べさせてもらった、まさにそのとおりなのです。

根本的に、きょうの委員会の部分というのは、前回、各会派に持ち帰って、要は早い話が2年制なのか4年制なのかという話なのだと思うのです。各会派で、2年制がいい、4年制がいいという部分でもんで持っていると思うのです。それに対してどうするかというだけの話ではないのかなと思うのです。

逆に2年制にした場合、これをどういうふうに運用するとか、それは次の段階の話なのです。例えば今の自治法の4年間の部分も出てきていますけれども、実際は都道府県議会もそうですし、市でも、先ほども言いましたけれども、2年でやっているところもあるし、1年でやっているところも既にあるのです。確かに北海道では、町村議会で行っているところは今はないです。ただ、全国の部分では、もうやっているところはあるのです。確かに申し送りで行っているところもあるかもしれないのですけれども、各自治体で条例なり基本条例なりに載せてやっている地域もあるわけですから。

ただ、きょうの委員会自体というのは、前回の流れの中で、きょうの委員会はこうやるのです。それを次の段階に持っていかなければならないと思うのですけれども、先ほど横田委員が言った意見と私も、どっちかというと同意見だと思います。

○中島委員長 若山委員からまだ意見いただいておりますので、意見がありましたらお願いいたします。

○若山委員 会派は駒ヶ岳なので、澤出委員の内容と全く同じなのですけれども、一言言わせ

てもらおうと、皆さん議員の任期は4年だと言っていますけれども、明文上は4年と書いているわけではない。議員の任期によるという形になっているということ。通年議会とか、法律ではできないような内容をいろいろ工夫して、皆さん活性化しようとしているわけです。だから、今回の特別委員会の内容と同じように、2年にしたら活性化するのか、4年でも活性化できるのかという、そういう議論があって、やり方はどうするのかというのは、これはまた知恵の出どころでございますので、法律違反をするわけにはいかないのです。では、どういう形でやろうかという、そういう議論をして、いろいろな会派の意見を見ましたけれども、2年で必ず交代すると言っているわけではないわけです。この2年制と決定した場合でも、どういうふうにするかはこれから、その内容については未知数なところはありますけれども、よかったまた重任というか、やればいいだけの話で、全くかえなければいけない。おまえはやめろと言っているわけでも何でもありません。そういう意味では、2年制が果たして活性化するかという議論をどンドンして、今の皆さんの意見の中では、2年制のほうが緊張感だとか公平感だとか、成果だとか、そういう意味で活性化するのではないかなという、今まで考えていた意見と全く同じなので、そういうところをもう少し。4年でなければいけないという人は、法律上はそうなっているだけなので、活性化するためにどうしましょうかというところで議論していけばいいと思います。

採決については、別にきょうしなくても構わないのですけれども、申し合わせにするのかどうかかわからないけれども、4年制がいいのか、今のままがいいのか、2年で1回見直ししようということで行うのかというのは、全員一致で決めるなんていうのはあり得ないですから、いずれの場合でも。全員一致しなければ何も議会で決められないというか、申し合わせというか、条例ではなくても、議員での申し合わせ内容について、何も決められないということはないのです。最終的には、委員長の判断で採決

せざるを得ないのだろうと思います。

ただ、議論が足りないというのであればもう少し、4年制がこういう形でいい、2年制がこうだという議論をやればいいのではないというふうに思います。

ただ、今のところ4年制のほうがいいというところの議論については、余り説得性はないなと、対外的に、ころころ変わるという言い方がありましたけれども、確かにそれはよくないでしょう。1年交代でみんなに議長を経験させるという自治体もありました。これは全く活性化とは相反する運営の仕方ではないかと思いません。

そういう意味で、駒ヶ岳としては、逆に立候補制だとか、所信表明とか、そういうことをもっと活性化の材料として議論したいところだと思いますけれども、今回はそこまでまだ話が行っておりませんので、この辺でやめておきますけれども。

以上です。

○中島委員長 青山委員。

○青山委員 私の場合、意見というよりも意見の集約というか、すり合わせというか、そんな形で休憩の時間をとったほうがよろしいかと思うのですが、10分か15分とっていただいて、各会派で少しお話をして、今後のこの会議の流れ的なものも話し合われてから、再度再開してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○中島委員長 ありがとうございます。

今、青山委員のほうから、暫時休憩をとって、また会派のほうで相談していただきたいという話もありましたけれども、確かに今、報告以来、異議という形で皆さんからたくさんの意見をいただきました。それぞれ理解できることもありますし、ちょっとなところもありますけれども、最後に若山委員も言いましたけれども、こういう問題というのは全会一致、全員一致というのはなかなか難しい。最後には、賛成多数にすべきではないですけれども、多数決で決めていくような形になるのかなと。

委員長として考えても、まず、全会一致、全

一致でまとめることはまずないだろうと思っていますので、そこはもう少し議論させていただきまして、最終的な判断をさせていただきたいと思いますので、これから11時5分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時12分 再開

○中島委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

今、休憩をとりまして、皆さん方会派の中で意見交換をされたと思いますけれども、そのことについて新たな意見がありましたら、お伺いしたいと思いますので、発言を許します。

畑中委員。

○畑中委員 今の議論の中で感じるのは、採決をしよう、あるいは、この改革というのは、活性化をしなければならないのだという題目というのはよく理解できるのです。

ただ、もう一つは、確かに我々は4年制という中でやってきたものですから、逆に言うと2年制をやっている、先ほどの話では60何%やっているというお話もあったけれども、そういうところの実態というのか、もうちょっと判断する資料があってほしいと思うのですが、ここで急いで採決することについては、私は反対いたします。

できれば、2年制で行っているところの資料があったらほしいというふうに私は申し添えておきます。

○中島委員長 ほかにございませんか。

横田委員。

○横田委員 畑中委員から出た、4年制でやったメリット、デメリットというどういう資料が欲しいのか、そういうものを何も言わないで、ただ欲しいという話だったら変な話、進まないのではないですか。進めるには、どういう資料を出してくれという話が出てくるのならわかるけれども、そういう話も何も出ないで、ただ資料を出せ、資料を出せと、何の資料かわからなければどうしようもないのではないですか。

以上です。

○中島委員長 畑中委員のほうから資料請求がありましたけれども、そのような内容の資料については、もう既に出ているし、畑中委員がとりました早稲田大学の先生からとっておりますから、それも書いてありますし、それをじっくり読んでいただければ内容的にはわかるのかなと。どういうところがやっていて、やっていないのかもわかると思います。資料的には、十分に出ているのではないかという感じを受けております。

今、横田委員から話がありましたように、それ以外に、どういう内容で、どういうところの資料が欲しいのか、細かく言っていただいて資料請求していただければ、こちらもありたいと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

畑中委員。

○畑中委員 確かに資料の要求について説明しなかったのは悪いのだけれども、2年制にした場合に、どういう点が町の活性化になるのか、4年制ではそれができないのか、あるいは、町の活性化というと、町民のためになるのかどうか、その辺を何か検証するような資料があればなというふうに私は思っているのですけれども。

ただ、今急いでここで採決するという部分については私は反対です。

○中島委員長 ほかにございませんか。

若山委員。

○若山委員 今、畑中委員から資料の要求があって、もしいい資料があるのであれば、事務局のほうで工夫していただければ、検討してもいいのかなと思います。

だけれども、2年制にするか今のままにするかで、どう変わるかというのは、これは我々が判断することであって、ほかの議会がどうやっているかというのは、運用の仕方がいろいろあると思います。ルールをどういうふうに決めているかとか。それは、今後また考えればいいだけの話で、特に今その資料がないと判断できないというものではないような気がするということと、前回、早稲田大学マニフェスト研究会の

2015年の資料を要求したり、富山県でしたか、新聞の資料を要求して、その趣旨もよくわかりませんでした。その資料のために1回、こういう議論をするのが飛んだわけです。会派で議論してどうのこうのというときに、資料請求があったわけです。だから、本当に必要な資料なら賛成しますけれども、この間出された資料で、畑中委員は何を立証しようとしたのか、それについてよくわからないというか、こういう資料がありますというだけなので、僕らも読みましたけれども、そういう内容であれば、特に資料としては要らないのではないかと思うのですけれども、もうちょっと詳しく、こういう資料ということであれば、何を立証しようとしているのかということを書いてもらわないと賛成するわけにはいかないのかなと思います。

ただ、資料要求は、みんなの権利なので、もし本当にそれがなくて次の議論に入れないというのであれば、認めてもしようがないのかなという感じはします。中途半端ですけれども、以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。

池田委員。

○池田委員 畑中委員の言われた資料がちょっと、出尽くして、なおかつ2年制をやっている市町村、そういうところが、初めはやったけれども減っていついていますという話であれば、ちょっと考えますかという考え。だんだんふえてきているのです、その自治体が。ということは、効力があると私は解釈しています。

それと、必ず任期が1期4年と自治法でうたっていますけれども、ただ、2年制をとったときに、2年で交代と私たち会派でも言っていないのです。再任は認めます。たくさんの議員たちの中で、本当にこの議長であれば、またお願いしますと。先ほど言われたように、長くやった過去の議長たちも、やはり4年で選挙を終えまして、また来たらまた議長という。有望な議長であれば、やっぱり議員からお願いしますという話になると思うのです。

ただ、それを4年にするか、七飯のこの議会の中で、2年ではじめを入れましょうか、切れ

目を入れましょうかというだけなので、法の何
も犯しているわけではなく、また、申し送り
事項が、全員でなければならぬという法律も
ないと思うのです。だからその都度、2年ぐら
いで、どうですか、議長をもう1回やってもら
えませんかとか、僕にも1回やらせてくださ
いとかと、そういうことがあっても、今の民主
主義の中では当たり前なことだと思うのです。
なぜそんなに4年制でなければならぬという
言葉が出てくるのか。時代はそういう早回り
していますから、過去にとらわれるのも確か
に大事かもしれませんが、今はそういう時代
ではなくて、やはり新しい流れといいますか、
新しい考え方を取り入れなければ、活性化とい
うものも進まないし、活性化委員会です
ういうことをもんでいるのですから、2年とい
う区切りでやっていきたいと思いますというの
が新たな活性化だと思えるのですけれども、
やっていることが活性化であって、活性化で
はないのだ、これはと言われるのが私はちょ
っと腑に落ちないので。私は2年目に切れ目
を入れるという部分で賛成です。

○中島委員長 ありがとうございます。

畑中委員に申し上げますけれども、畑中委
員、資料請求がありましたけれども、若山委
員、池田委員からも話がありましたように、本
当にどのような資料が欲しいのか、今出ている
以外のどのような内容の資料が欲しいのか、
きちっと精査をして私なり事務局長のほうに
資料要求していただければ、対応できるもの
は対応したいと思いますので、きちっと精査
して提出していただきたいと思っております
けれども、よろしいですか。

畑中委員。

○畑中委員 精査して資料の要求をしたなら
受け付けてくれるのですか。ただ、今この場
ですぐというわけにはなかなかいかないもの
ですから。

○中島委員長 内容にもよります。出せる
ものなのか、集めることができるものなのか、
内容にもよります。どういうものが欲しい
のか、若山委員が言われたように、どうい
うものが欲しいのかさっぱりわからないとい
う話をしていたけれども、私たちもわかりませ
ん。どういうものが欲しいのか、それをしつ
かりと精査をして出していただいて、出せる
ものなら出せるし、どこを探してもありませ
んというものは出せないということになるか
もしれませんが、欲しい資料については、一
応請求だけしておいてください。私どもなり
事務局のほうに早急に、次回の委員会もあ
りますので、早急に精査をして出していただ
きたいということでお願いしておきます。よ
ろしいですね。

今、畑中委員から資料請求がありましたけれ
ども、どういう資料かわかりませんが、委
員会として資料請求を、内容わからないです
けれども認めてよろしいでしょうか。

川村委員。

○川村委員 きょうの会派での皆さんの意見
が出ているのは、前回からもう1カ月以上た
っているのです。会派で意見をきょう持っ
てきているというのは、2年に賛成なのだ、
こうすることで4年の現状維持でいいのだ
というのは、会派の中でもできて、この場
で発言していると思うのです。それに対
して、またさらに資料を出すということが
ちょっと意味がわからないのです。正直な
ところ。既に会派で事前に資料を調べて
勉強して、きょうこの場で発言している
のだと思うのです。それでなにかまた資
料というのが、私としては理解できない
というのが本音です。

○中島委員長 今、川村委員からこのよ
うな意見がありましたけれども、資料請求に
ついては、委員会としてどうしましょうか。

池田委員。

○池田委員 資料を出してくださいとい
うことで言っていますが、内容がわから
ないと、またその資料を見て、また検討
してください、またあれしてくださいと。
長々といきます。今回の会議もこのよ
うな事態でやっています。その中で、
今、資料請求するのであれば、このよ
うなものが欲しいというのが提示され
るのであれば、わかりましたと私も納
得しますが、ただ、これから考えて出
しますから、

委員長の言われた資料請求、いいですかと言われても、私は要りませんと言います。

以上です。

○中島委員長 神崎委員。

○神崎委員 やはり2年制ということになると、今まで経験のないことですし、いろいろな運営の仕方とか、そんなこともありますので、先ほどやってから自分たちで決めればいいのかというようなことではないと思う。これは重大なことですから。まして、法律的にもそう言われているということは、私たち以上にいろいろ研究された人の中で決められた法律ということもありますので、やはり慎重に、2年制の運営がどのような形になっているのかということも、私たちは参考として頭に置かなければ進んでいけないと思うのです。七飯町だけでどんどんできることもでもないですし、対ほかの町村もありますし、いろいろなルールがありますので、そういうことで、恐らく参考にして、もしかしたら4年制でなくて、それを見て2年のほうがいかもしれないということになるかもしれませんし、いろいろな部分に影響が大きくかわる重大なことです。それで恐らく参考にした部分というか、そういうものであるのではないかと思いますので、そのあたり簡単に決めないで、もうちょっと皆さんでそこら辺も考えてもらって、やってほしいなと思います。

以上です。

○中島委員長 今、神崎委員のほうから、畑中委員の資料請求に対しての内容について、こういう資料は出したほうがいいのかという話がありましたけれども、畑中委員は、今、神崎委員からそのような発言がありましたけれども、畑中委員が現在すぐ資料が欲しいというものはそういうものなのですか。

畑中委員。

○畑中委員 ただいま神崎委員が言われたとおりでございます。こういったものについて欲しいということで、今、文章で書いたものは持っていませんので、若干時間をいただいて出したいと思います。

○中島委員長 川上委員。

○川上委員 先ほど委員長のほうから、畑中委員に対して、資料請求があるのであれば、精査して委員長なり事務局のほうに出してくれという発言があったので、出せるか出せないかわからないという一言もつけ加えられていましたけれども、畑中委員のほうから資料請求を出していただいて、委員長のほうと事務局のほうで協議していただければなと思います。

○中島委員長 先ほどその件につきましては、私もちょっと行き過ぎた発言があったかもしれませんが、委員の方から資料請求について、今すぐ出していただけるなら、いいか悪いか判断できるけれども、今のままでは判断できないというような意見があったものですから、今いろいろ畑中委員に聞いたわけですが、今すぐ出せれば、皆さんに諮って、この資料が欲しいですかということはできますけれども、今出していない段階で、皆さんも言いましたけれども、判断しづらいのかなと。ないのであれば反対せざるを得ないのではないかという言い方なのです。

そういう形で今進んでいるところなのですけれども、きちっとしたものがないと委員会としても判断はなかなかできない状況になっているということです。資料請求については、話はありませんけれども、委員会で認めるか認めないかということなのですけれども、今、判断できないとなれば、今の委員会では請求できないのかなと思いますけれども、田村委員、何か意見ありますか。

○田村委員 まず、会派で話し合って、きょうそれぞれ会派の考え方を出したわけです。そうすると、それに基づいて一定程度方向性というのは私は出すべきだと思うのです。

簡単に決められないとか、時期が早いのではないとか、資料が必要だとかいう話に。簡単に決められないのであれば、いつ、きょう話した会派の内容も変わってくるのかどうかという話ですよ。会派の決定したものを、この特別委員会の中で報告をするということは、もうその会派の意思がそっちのほうに決まっているということで、変更はないと思うのです。

それを資料請求をしてどうの。私は正直言って、資料請求をこの場ですということは、単なる先延ばしのような気がしてならないのです。（「その発言ちょっと…」と呼ぶ者あり）既にいろいろな資料請求は今までやってきているわけなのです。したがって、そういう中で足りないものを請求するというのはわからないわけではないですけれども、会派の意見集約をした段階で、そういう報告も何もなく話しておいて、議論の中で、資料請求、簡単には決められないと。議長及び副議長の任期は議員の任期による。これは4年だから変えられないのだとかと。わかりますよ。だけれども、私は私なりの解釈もあるし、会派は会派なりの解釈はあるのだから、それなりの意見を出したのだから、出した以上はそれに従って一歩踏み出すべきだと私は思うのです。

委員長も言ったけれども、この次という話であれば、いつ、もう1回きょうと同じような話をするのか、私はそうはならないと思うのです。この次は、今回の結果を踏まえてどうしよう、こうしようという、私は進むべきではないかと思うのです。

そういう意味からすれば、今回この場で一定程度方向性をしっかり決めていくということが大事だと思います。

以上です。

○中島委員長 神崎委員、反論があるような…

○神崎委員 自己の御意見ですからよろしいのですが、余りにも自分自身の思い込みで、それを、発言している人方に押しつけるような発言はちょっと気持ち的によくないのですけれども、やはり少しでも、採決にしても、歩み寄れる、2年制であったら、こういうような運用の仕方ですとやっていくというようなことも少しわかると。幾ら会派で勉強するといっても限られていますので、そういう意味でこの委員会があるわけですから、そこの中でみんなと一緒に、2年制はこういうものだ、ああいうものだということも。それだったら、任期4年と書いていたほうも、それだったら少しは、2年制で

もいいのかなという思いに少しでもなれば、効果は絶対あると思いますので、余り偏見な御意見でいくと、そっちで決めるほうが簡単ですから、これは至って重要ですので、委員長、そういう部分でお願いしたいと思います。

○中島委員長 ありがとうございます。

きょうたくさん議論をいただきました。また、お話も聞きましたけれども、確かに内容については、今のところは水かけ論というか、なかなか前が見えていませんけれども、確かに、委員長としての考えとしては、2月3日の委員会の中で、会派でしっかりと勉強してきて、そして賛否を出してくださいと。

その中で、ただ反対か賛成かの意見だけで終わったのではないと思うのです。委員長としては、皆さんそれぞれ会派の考え方、2年制の考え方、方向性の考え方、神崎委員からも話が出ていましたけれども、どういう心配があるだろうか、メリットがあるだろうか、デメリットがあるのだろうか、そういうものは皆さん、会派の中で精査されたと思うのです。そしてきょうの発言が、会派のまとめということで報告してくれたと思うのです。それが全体だと僕は思うのです。それが全てだと思っています。その中でいろいろ議論させていただきましたので、ある程度議論は出尽くしたかなと思うのですけれども、そして、きょうの資料につきましては、どういう資料が欲しいというあれが見えてきませんので、各委員の方も判断ができないということで、資料については、今ここでは請求できないという形で、委員長として申し上げたいと思います。

長々とたくさん議論をいただきましたけれども、委員長として考えて、今回は採決は延ばします。

それで、次回までに時間があると思いますので、個人的にでもいいですから、会派でもいいですから、しっかり検討していただきたいと思います。そして、次回また話し合っ、次回は採決に持っていきたいなという考えを持っておりますので、ぜひ御協力のほどお願い申し上げます。

これで、一応議論のほうは終了したいと思います。

若山委員。

○若山委員 きょうは2年制のあれで話しましたけれども、今後、ほかにも検討するテーマはたくさんあるわけです。ほかの議論についてはどうなのですか、考えてこなくていいのですか。

○中島委員長 今考えていますので、もうちょっとお待ちいただけませんか。とりあえず今、このことについてしっかり詰めてまいりたいと思っていますので、もう少し時間いただきたいと思います。次回までに視察の件も残っていますし、そのほかに五つほどありますので、その件については、計画を立てて順序よくやっていきたいと思っていますので、もう少し時間いただきたいと思います。

とりあえずこのことについてしっかりと議論させていただきたいと思っています。やらなわけではないですから、必ず順番を追ってきちっとやっていきたいと思っています。

中川委員。

○中川委員 次回、採決ということだったのですけれども、私も資料要求させてもらいたくて、きょう、各会派のまとまった意見が出たということで、私はきょう採決すると思っていたので、委員長のほうで、そっちの意見が多いみたいな感じだったから、採決するのかなと思ったので、要は議員の任期というのは4年と決まっています、それに基づいているというのがあったので、自治法でうたっているものを、強行的にやるべきではないという意味で、採決すべきでない、できれば全員での申し合わせをちゃんとしていくべきだという進め方を話ただけで、何も2年制が絶対反対というわけではないです。

皆さん、2年制のほうがいいという声も大きいとなるのであれば、次回、採決と言っていますけれども、次回までに、議会として2年制の運用方法と、そのものがわかる資料、やっている町の資料が実際に欲しいです。ちゃんと条例でうたってやっているものなのか、それともた

だ採決して可決していっているものなのか。

というのは、前回出ました早稲田大学マニフェスト研究所の資料でいきますと、結局、議長任期は4年が望ましいという提言がなされているという結果も出ていますので、私たちはそういう考えになったのですけれども、そうではない意見もあるのであれば、2年交代、もしくは4年ではない期間でやるほうが良いというところをもう少し、いいという資料が必要だと思うので、やっているところのやり方とか、そういう状況がわかる資料。やっているところはわかると思うので、そこに問い合わせれば資料はとれると思うので、特段資料としても難しくないと思うので、その資料をいただきたいなど。

それを踏まえた中で、最終的には採決になるかもしれませんが、議長の交代制については、何も急いでやるものでもないと思いますので、しっかりみんなで、極力なるべくみんなが、そうしたら2年でもいいのだという方向でやれる環境をつくっていただきたいなど。

うちの会派では、絶対反対だということでもないです、もうちょっとそういう方向性の委員会の進めをしていただきたいなどというのと、それと、急いでやるべきではないのかなというのがありますので、我々の任期もあと3年ありますので、次のときには、やるのであれば、当然反映させていくということだと思いますので、それまでに間に合うようにしっかり話を詰めていけばいいと思います。

あと、若山委員からもありましたけれども、ほかのこともありますので、特にこれを急いでやるという委員会運営ではなくて、逆にほかのものも、進めていけるものは進めていったほうが良いと思うので、そういうことでお願いいたします。

○中島委員長 委員長のほうから発言させていただきます。

ただいま中川委員のほうから、急いでやるものではないという、緊急性がないという話ですけれども、この委員会は昨年9月の定例会で設置されました。そのときに皆様方から、この委

員会で4年間かけて何をやりますかということで、五つの項目を挙げていただきました。決定させていただきました。最後には、五つの中から緊急性のあるものから順番を挙げてくださいますということで挙げさせてもらいました。その1番がこれなのです。緊急性がないとは言えないのです。皆さんが一致して、先にこれをやりましょうということになっているのです。五つの順番を決めたはずです。確かに、皆さんの前で。そういうものがある中で、今になって、急いでやることはない、ほかのものをやったほうがいいという意見にはならないのかという気がしますが、皆さんどうでしょうか。

○中川委員 そういう意味ではないです。優先順位の問題話をしているのではなくて、優先順位でこれをやっていきたいと思いますというには、これをすぐ決めましょうというよりも、これは時間がかかるというので、先に取り組んでいて、時間をかけてやらないと、例えば次の改選、1年前から取り組んだって、調査もできないままになってしまうことがないように、早くから調査をした上で、しっかり議論した上でやっていくという前提でのお話だったと思うのですけれども。

○中島委員長 わかりました。
暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

午前11時48分 再開

○中島委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

2年制をやっている議会の運用方法の資料が欲しいということなのですけれども、皆さんどうでしょうか。資料請求してよろしいでしょうか。

(「必要」と呼ぶ者あり)

○中島委員長 必要ということがありましたので、こちらを資料請求します。一生懸命事務局に頑張ってもらって、出すようにいたしますので、よろしくお願いいたしますと思います。

きょうも大変な議論をたくさんいただきました。先ほどもお話いたしましたけれども、次回

までに各個人、また会派でもいいですから、ぜひもう一度検討していただいて、次回また議論させていただきたいと思います。

今回の委員会では、最後には、私は採決まで持っていこうと思っておりますので、皆様方の御協力よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中島委員長 そのように決定させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次の委員会の日程ですが、いつごろがよろしいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○中島委員長 今、委員長、副委員長に任せるという話がありましたけれども、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中島委員長 では、そうさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の会議はこれで終わります。
どうも御苦勞さまでした。

午前11時49分 閉会

